

日本DPO協会 第7回専門研究部会セミナー

「広告、Adテク（クッキー関連）の規制対応」
～改正法上の個人関連情報規制を中心にして～

ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 中崎 尚（たかし）

2021年9月9日

1. 現行クッキー規制の国際比較

<EU>

- 2018年に施行されたGDPRに続き、ePrivacy Regulationの制定が予定されている
- 商用目的のウェブでCookieの取得・移転時に、①利用目的の明確な説明と②利用者からの事前の同意取得が義務付けられる
- 他方、ePrivacy Directive + 加盟国各国法の規制のため、国によって規制内容にばらつきが生じている（監督機関、クッキーウォール、ブラウザ設定等）
- 一部加盟国では、ePrivacy Regulation導入を見越したガイダンスを先行して公表している（デンマーク、アイルランド）

1. 現行クッキー規制の国際比較

<米国（カリフォルニア州）>

- 2020年1月、カリフォルニア州住民に以下の権利を与えることを目的に制定された米国カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）が施行
- 広告目的のサードパーティーへの規制が始まる
- 米国で事業活動を行い、ウェブ上でマーケティングを行う日本企業は対応が必須
- 違反時には大規模な集団訴訟にまで拡大するリスクがあり、迅速・適切な初期対応が必須
- 他州でも規制導入が開始

1. 現行クッキー規制の国際比較

<カナダ>

- Personal Information Protection and Electronic Documents Act (PIPEDA)
- Canada's Anti-Spam Legislation (CASL)
- 両者の組み合わせにより、クッキーに同意は必要（クッキーバナーが必須ではない）
- the Canadian Radio-television and Communications Commission:

Note that you are only considered to have consent for these types of computer programs as long as the person's conduct indicates that they consent to it. For example, if the person disables Javascript in their browser, you would not be considered to have consent under CASL since their conduct would not indicate that they consent to that type of program. Similarly, if the person disables cookies in their browser, you would not be considered to have consent to install cookies.

1. 現行クッキー規制の国際比較

<その他>

- 中国：検討中の指針でCookieを使ったネット広告を拒否できる権利を新設予定
- ブラジル：2020年に施行されたLGPDで、プロファイリング用途のCookie取得に同意取得を義務付け
- インド：検討中のデータ保護法案で、18歳未満に対するCookieを使った分析を禁止

2. 「個人関連情報」規制導入の背景

<改正の背景>

- 今回の改正に至る議論の過程で、クッキー規制の導入の是非が議論されてきた。これは、「DMP（Data Management Platform）」と呼ばれるプラットフォームにおいて、クッキー等の識別子に紐付く個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることを予め知りながら、他の事業者へ提供する事業形態が出現しており、個人情報の第三者提供には原則本人の同意を必要とするルール（法第23条）の潜脱が横行しているのではないか、という問題意識を踏まえた議論であった。

2. 「個人関連情報」規制導入の背景

<改正の概要>

- 改正法は、「個人関連情報」という新たな概念を導入し、その提供を規制することで規制の潜脱に対応しようとしている。
- 「個人関連情報」とは「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいい、定義上は、クッキーに限らず、IPアドレス、契約者・端末固有IDなどの識別子情報等まで広く含まれ得る。

2. 「個人関連情報」規制導入の背景

<改正の概要>

- 改正法第26条の2では、個人関連情報データベース等（例：Cookie やIPアドレス等の識別子情報（個人関連情報）に紐づけられた閲覧履歴や趣味嗜好のデータベース）を事業の用に供する事業者を「個人関連情報取扱事業者」と新たに定めた。そして、個人関連情報取扱事業者が、個人関連情報を第三者に提供しようとする場合で、提供先の第三者が個人データとして取得することが想定されるときは、提供先が個人データとして取得することについて、提供先が本人から同意を得ているか、個人関連情報取扱事業者自身が、予め確認する義務を負うと定められた。

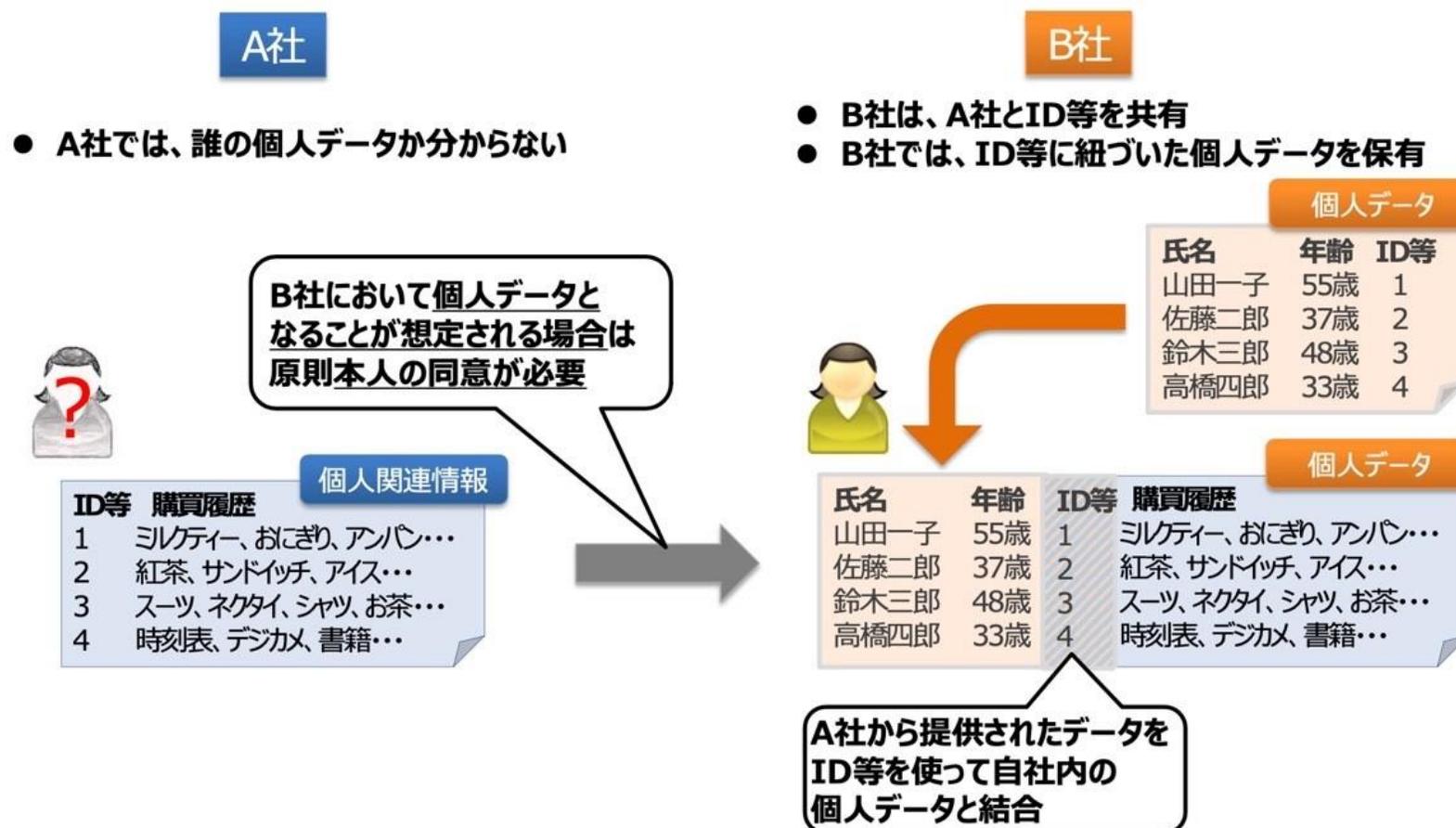
2. 「個人関連情報」規制導入の背景

<個人関連情報の例>

- 事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
- 事例2) 特定の個人を識別できないメールアドレス（abc_123@example.com等のようにメールアドレス単体で、特定の個人のメールアドレスであることが分からないような場合等）に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等
- 事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴
- 事例4) ある個人の位置情報
- 事例5) ある個人の興味・関心を示す情報

2. 「個人関連情報」規制導入の背景

<個人関連情報規制が想定される場面>



2. 「個人関連情報」規制導入の背景

<想定場面での情報のクッキー情報の流れ>

- パブリックDMPのA社は、サードパーティクッキーを設定するタグをB社その他のA社DMPサービスを利用するウェブサイト管理者に提供する。B社その他のウェブサイト管理者は、このタグを自社が運営するウェブサイト埋め込む。
- A社タグを埋め込んだウェブサイト閲覧した利用者のブラウザには、A社を設定ドメインとするサードパーティクッキーが設定され、利用者のブラウザには一意のブラウザIDが付与される。これらのウェブサイトにおいて利用者が閲覧したページ、購入した商品などに関する情報がブラウザIDとともにA社に送信される。
- A社は、氏名やメールアドレスが不詳であるが、一意に識別するブラウザを利用している個人に関するネット上の行動履歴、購買履歴およびこれらを分析して得られる属性情報等から構成されるデータベースを構築する。これは個人関連情報データベース等に該当する。A社は、これらの個人関連情報をB社その他のA社DMPサービス利用企業に提供する。

2. 「個人関連情報」規制導入の背景

<想定場面でのクッキー情報の流れ>

- B社は、ウェブフォームにおいて利用者の氏名、メールアドレスなどの個人情報を取得しており、これらの個人情報を、B社自身が設定するファーストパーティクッキーにより設定する利用者のブラウザIDに結びつけたデータベースを保有している。
- B社は、B社自身が設定したブラウザIDとA社から提供されたブラウザIDとを突合することができる。これにより、A社から提供された利用者の行動履歴、閲覧履歴、属性情報などの個人関連情報は、B社が把握している氏名、メールアドレスなどと結びつけることが可能となり、これらは全体として、識別し得る個人に関する情報（個人情報）から構成されるデータベースを構成する個人データとなる。B社はこれらの情報を利用して利用者を対象とするマーケティング活動を行う。
- このように、パブリックDMPなど、サードパーティ・データを利用する場合に適用される。

日本DPO協会 第7回専門研究部会セミナー

「広告、Adテク（クッキー関連）の規制対応」
～改正法上の個人関連情報規制を中心にして～

ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 中崎 尚（たかし）

2021年9月9日

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

< 「個人データとして取得」 >

- 法第26条の2第1項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。
- 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。
- 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

<「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合とは>

- 提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者において個人データとして取得することを現に認識している場合をいう。
- 事例1) 提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを説明している場合
- 事例2) 提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人データと紐付けて取得することを告げられている場合。

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

< 「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合とは >

- 提供元の個人関連情報取扱事業者において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者との取引状況等の客観的事実等に照らし、一般人の認識（＝同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識（パブコメNo.355））を基準に通常想定できる場合には、「想定される」に該当する。
- 事例）個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いるID等も併せて提供する場合

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

＜個人データとして利用した事実を確認した場合の対応＞

- 契約等において、提供先が個人データとして利用しない旨を定めた場合は、「想定される」に該当しない。
- 契約等において、利用しない旨を定めていたにもかかわらず、提供先が個人データとして利用していた事実を確認した場合、「想定される」に該当する。このため、その後は、個人関連情報に関する本人の同意が得られていること等を確認できない限り、個人関連情報を当該提供先に提供することはできなくなる。

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

＜提供先の第三者による同意取得の場合＞

- 提供先の第三者が、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。
- 個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において法第18条により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

<提供元の個人関連情報取扱事業者による同意取得の代行の場合>

- 提供先は個別に明示する必要がある、属性や範囲を示すだけでは不十分（パブコメNo.397）。
- 同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。
- 自動音声ガイドによるプッシュ電話操作の電子記録、電話の録音による方法も可能（パブコメNo.406）
- また、同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられる。

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

＜本人の同意等の確認の方法＞

- 【提供先の第三者から申告を受ける方法に該当する事例】
 - 事例1) 提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法
 - 事例2) 提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法（複数の本人についてIDリストの提供を受ける方法も可能（パブコメNo.411））
- 【その他の適切な方法に該当する事例】
 - 事例1) 提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法
 - 事例2) 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行して、当該同意を自ら確認する方法

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

＜必要な情報の提供が行われていることの確認の方法＞

- 【書面の提示を受ける方法に該当する事例】
- 事例1) 提供先の第三者が本人に対して法第26条の2第1項第2号の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法
- 事例2) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法第26条の2第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの写しの提示を受ける方法

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

＜必要な情報の提供が行われていることの確認の方法＞

- 【その他の適切な方法に該当する事例】
- 事例1) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で法第26条の2第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの記載内容を確認する方法
- 事例2) 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行している場合において、同意取得に当たって必要な情報が提供されていることを自ら確認する方法

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

<提供記録の作成方法>

- 【一括して記録を作成する方法に該当する事例】
- 事例1) 最初の提供の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人関連情報を提供する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法
- 事例2) 継続的に又は反復して個人関連情報を提供する対象期間内に、月ごとに記録を作成する方法
- 事例3) 継続的に又は反復して個人関連情報を提供する対象期間の終了後、速やかに記録を作成する方法

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

■ <提供元の記録事項>

	提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データ（個人関連情報）の項目	本人の同意等（※）
個人関連情報の第三者提供	○	○		○	○
（参考）本人の同意による第三者提供		○	○	○	○
（参考）オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

■ <記録の保存期間>

記録の作成方法の別	保存期間
「3-7-5-2-3 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
「3-7-5-2-2 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

<提供先の第三者による適正取得>

- 提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。
- 【提供先の個人情報取扱事業者が偽りその他不正の手段により個人関連情報を個人データとして取得している事例】
- 事例1) 提供先の個人情報取扱事業者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

<提供先の第三者による適正取得>

- 事例2) 提供先の個人情報取扱事業者が、本人同意を取得していないにもかかわらず、同意取得していると提供元の個人関連情報取扱事業者に虚偽の申告をして、個人関連情報を個人データとして取得した場合
- 事例3) 提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行することを念頭に、実際には提供元の個人関連情報取扱事業者が適切に同意取得していない場合において、提供先の個人情報取扱事業者がこれを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人関連情報を個人データとして取得した場合

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

<提供先の記録事項>

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データ（個人関連情報）の項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意等（※）
個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合		○		○	○		○
（参考）本人の同意による第三者提供		○	○	○	○		○
（参考）オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	○	○	
（参考）私人などからの第三者提供		○	○	○	○		

「個人関連情報」規制を受けるクッキー利用と規制遵守

■ <記録の保存期間>

記録の作成方法の別	保存期間
「3-7-7-2-3 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して1年を経過する日までの間
「3-7-7-2-2 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る提供を受けて個人データとして取得した日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

経歴



中崎 尚

スペシャル・カウンセラー

- 2001年弁護士登録
- 知的財産案件・IT・インターネット案件・著作権・クロスボーダー案件等を広く取り扱う。その他、多数の技術分野の事件にも豊富な経験を有する。
- 連絡先
E-mail: takashi.nakazaki@amt-law.com
Tel: 03-6775-1086
Fax: 03-6775-2086

経歴

- 東京大学法学部（1998年）
- 米国Columbia University School of Law (LL.M.)（2008年）
- 米国Washington D.C.のArnold & Porter法律事務所勤務（2008年9月-2009年6月）

著作物・講演等

「Q&Aで学ぶGDPRのリスクと対応策」（商事法務）「AI・データ契約ガイドライン」（経済産業省）ほか、プライバシー・情報管理・ビッグデータ・ソーシャルメディア・決済ビジネス・システム開発を中心に多数。

役職

経産省データ契約ガイドライン作業部会委員
経産省おもてなしプラットフォームWG委員
経産省・総務省データ流通促進WG委員
IAPPナレッジネット コ・ファウンダー
経産省AIガバナンスガイドライン作業部会委員
日本DPO協会顧問